

徳島県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類			
有限会社一宮商店	徳島市南昭和町五丁目四八番地の一	有限会社一宮商店	徳島市南昭和町五丁目四八番地の一	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同	令和五年六月一日	令和五年七月三十一日
有限会社富士インテリア	美馬市脇町字拝原一二二六番地の一	フジインテリア	美馬市脇町字拝原一二二六番地の一	同	同 五日		同